

## 「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第4676000047号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」と認定された方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 霧島会
- (2) 法人所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2, 737番地36
- (3) 電話番号 0995-57-0100
- (4) 代表者氏名 理事長 堀之内 康 弘
- (5) 設立年月 昭和61年8月20日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護・平成18年4月1日指定  
鹿児島県4676000047号  
※当事業所は特別養護老人ホーム翔朋園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 居宅において要支援状態にある高齢者に対して、適正なサービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム翔朋園  
 (4) 事業所の所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2, 737番地36  
 (5) 電話番号 0995-57-0100  
 (6) 事業所長(管理者)氏名 堀之内 康弘  
 (7) 当事業所の運営方針 在宅サービス計画に基づき、可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

(8) 開設年月 平成18年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 08時30分～17時30分 土・日・祝日 08時30分～17時30分

(10) 利用定員 12人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、2人部屋です。  
 (但し、ご契約者の心身の状況等により従来型個室・静養室への移動もあります。)(※各事業所における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	8室	
2人部屋	5室	
4人部屋	3室	
2人部屋	6室	短期保護専用居室
合計	22室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 機能回復訓練機セット
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	必要な医薬品、衛生材料、医療器具有り

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

居室には、1ベットに1箇所ブザー設備を設置してあるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適した洋式トイレで、壁には手すりも取り付けてあります。洗面所も各室に設置してあり、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっています。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	基準以上	10名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	2名	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師		必要数
8. 栄養士（管理栄養士）	1名	1名

#### <主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・金曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：07:30～16:00 1名 日中：08:30～17:30 1名 :09:45～18:45 2名 夜間：17:15～09:15 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：07:30～16:30 1名 日中：09:45～18:45 1名
4. 機能訓練指導員	日中：08:30～17:30 1名

☆土日は上記と異なります。

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常8～9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<介護給付サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度及び負担限度額認定、サービス加算に応じて異なります。）

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2
	4,510円	5,610円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451円	561円
4. 機能訓練体制加算	12円	
5. サービス提供体制加算(Ⅲ)	6円	
6. 介護職員処遇改善加算Ⅱ	基本サービス費に各加算を合計し13.6%を乗じた額	
7. 自己負担額合計 【①（3＋4＋5）×13.6%】＋①	533円	627円

※上記、利用料金に対して介護負担割合（1割＝1、2割＝2、3割＝3）によりその数を乗じた額を自己負担いただきます。

※上記、自己負担額合計は1日当りの概算額であり、加算を四捨五入にて算定する為、利

用日数により合計額が変わる場合があります。

**※サービス利用料金は、この介護給付サービス自己負担額合計に、介護保険の給付対象とならないサービスの食費と居住費が加算されます。**

☆居室位置等の希望に添えないことや、施設側の理由（感染者・精神疾患等での個室利用等）により居室の移動を行っていただく場合もあります。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆入退所時、送迎を希望の方は、霧島市全域は、送迎費用自己負担額として片道 184 円をご負担頂きます。（その他は事前の話し合いによる。）

☆「認知症の行動・心理症状」が認められた利用者で医師の指示のもと、緊急に短期入所の利用が必要と認められた利用者には初日から 7 日以内で認知症行動・心理症状緊急対応加算として 1 日 200 円（200 単位）をご負担いただきます。（最長 7 日）

☆若年性認知症と認められた利用者で、施設内に短期入所利用される際に当施設にて個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行った場合、若年性認知症利用者受入加算を 1 日 120 円（120 単位）ご負担いただきます。

**（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）\***

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

**＜サービスの概要と利用料金＞**

**①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）**

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1 日当たり）のご負担となります。

	通常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
食事の提供に要する費用	1 日 1, 445 円	1 日 300 円	1 日 600 円	1 日 1, 000 円	1 日 1, 300 円

食事費用 1 日分の内訳

	朝食	昼食 (おやつ代も含む)	夕食
食 費	1 日 300 円	1 日 645 円	1 日 500 円

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。  
(食事時間)

朝食：8：00～8：30 昼食：12：00～12：30 夕食：18：00～18：30

②特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

※居住（滞在に要する費用（光熱水費及び室料）1日当たりの利用料（居住費）

居住（滞在） に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室 (2人室)	1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円

④理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり実費

職員が行った場合：無料

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要と

する場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

#### ⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

#### 実 費

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### ⑧ 霧島市を除く他の市町村の医療機関受診の場合

施設の公用車を使用した場合は実費（燃料代のみ）を徴収する。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

#### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了翌月末までに、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

振込・指定口座振替・現金支払 あいら農業協同組合/霧島支所 普通預金 0014273 名義 社会福祉法人 霧島会 特別養護老人ホーム 翔朋園 理事長 堀之内 康弘
---

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期介護予防入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

#### (5) 第三者評価の実施状況について

○第三者評価の実施状況 実施なし

5. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）＊

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活相談員 古田 建  
（解決責任者） [職名] 施設長 堀之内 康弘

○受付時間 毎週日曜日～土曜日  
08：30～17：30

また、苦情受付ボックスを事務室に設置しています。

○第三者委員 担当者 監事 上牧 幸男 090-8396-1471  
監事 川野 茂樹 0995-57-0205

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

（2）行政機関その他苦情受付機関

霧島総合支所 介護保険担当課	所在地 霧島市霧島田口 8 番地 4 電話番号 0995-57-0242・FAX 0995-57-0408 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号(県市町村自治会館内) 電話番号 099-206-1084・FAX 099-206-1069 受付時間 8：00～17：00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町 1－7 電話番号 099-257-3855・FAX 099-251-6779 受付時間 9：00～17：00
鹿児島県保健福祉部 介護国保課	所在地 鹿児島市鴨池新町 10 番地 1 号 電話番号 099-286-2111・FAX 099-286-5554 受付時間 9：00～17：00

特別養護老人ホーム翔朋園利用にあたり、わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの】

- ①利用者の介護サービスの向上のための個別サービス計画書（施設サービス計画書・通所介護計画書・ケアプラン等）に係る諸会議
- ②かかりつけ医師（嘱託医）との協議
- ③利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ④事故が発生した場合の市町村・鹿児島県への連絡
- ⑤利用者等からの苦情に関して市町村等が行う調査への協力
- ⑥利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村等への通知
- ⑨虐待を受けたと思われる高齢者等（利用者）を発見した場合の市町村等への通知

【行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務付けられているもの】

- ①厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿の掲示命令への対応
- ②都道府県知事（都道府県職員）による立入検査等への対応

【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ①介護福祉施設等において行われる学生の実習への協力
- ②福祉サービスや業務の維持・改善のための資料

## 2 情報提供事業者名等

- ①都道府県（鹿児島県）、市町村等の行政機関
- ②利用されている居宅支援事業者
- ③利用されている医療機関（協力医療機関：霧島杉安病院・竹田医院）
- ④利用されている福祉サービス事業所

## 3 使用にあたっての条件

- ① 個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと。
- ③ 関係した職員への個人情報保護の厳守を徹底すること

親族代表.....<sup>㊞</sup>

住所.....

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上一部2階
- (2) 建物の延べ床面積 1,977.85㎡
- (3) 事業所の周辺環境 霧島屋久国立公園の一角、霧島連峰の南麓の山紫水明の地にあり温泉の町に位置しています。県道より直線にして100mぐらい離れおり、静かな環境で、全居室日当たりもよく春は花見が出来るぐらい園庭の桜がきれいで、夏は涼しく秋は紅葉、冬は雪化粧した高千穂の峰を望むことができます。また夜は鹿児島空港滑走路の美しいオレンジの光を見られる高台にあります。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

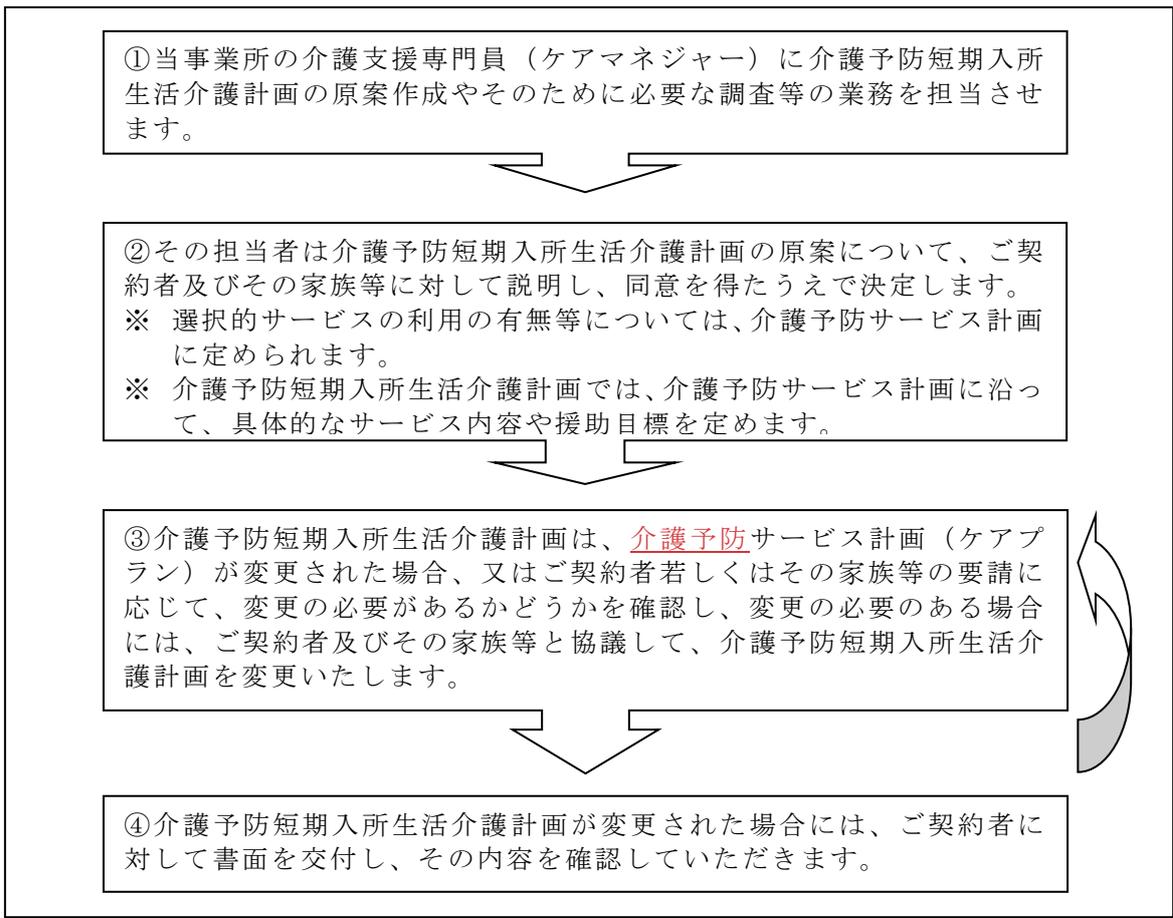
2名の看護婦兼務機能訓練指導員を配置しています。

**医師**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師を配置しています。

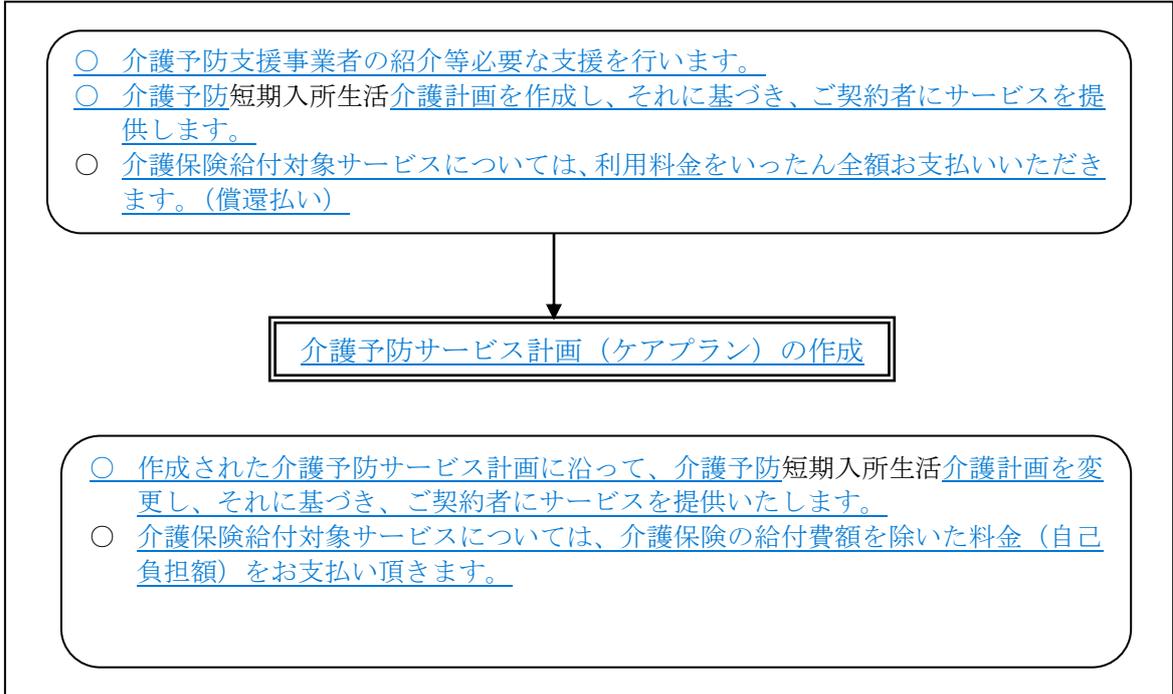
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

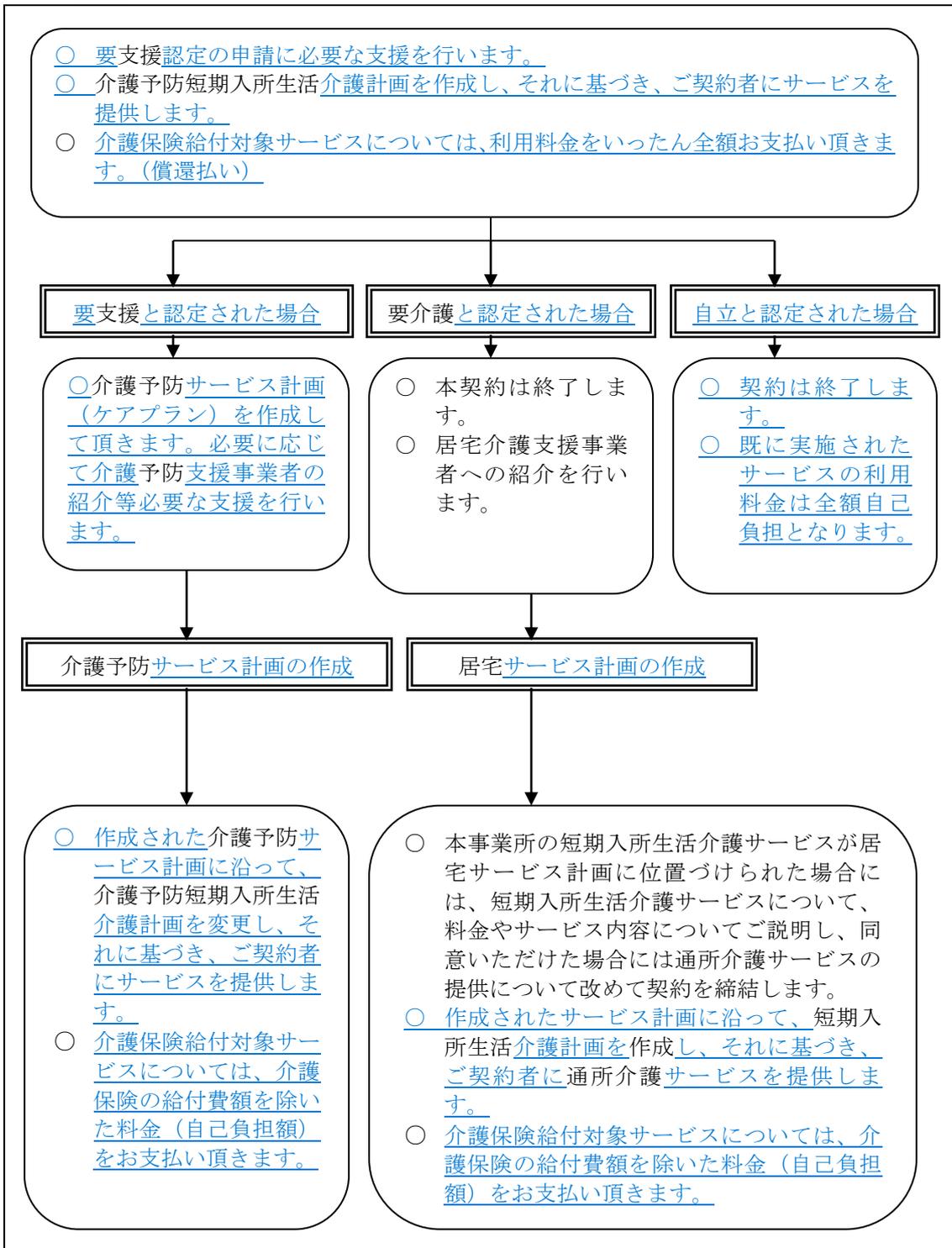


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定を受けている場合



## ②要支援認定を受けていない場合



## 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし居宅サービス担当者会議等において、サービス実施上必要性がある場合には、サービス提供機関に利用者及び家族の情報を提供します。また、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限\*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

### (2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第13条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入

院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	霧島杉安病院
所在地	霧島市霧島田口2, 115番地1
診療科	内科, 外科, 整形外科, 放射線科.
医療機関の名称	竹田医院
所在地	霧島市霧島田口36番地
診療科	内科

#### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	中村歯科
所在地	霧島市霧島田口919番地
医療機関の名称	竹田歯科
所在地	霧島市霧島田口36番地

☆緊急時職員は、指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、家族及び管理者に報告する。

### 6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第17条参照)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①ご契約者が死亡した場合</li> <li>②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合</li> <li>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li> <li>④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li> </ul> |
|---|

- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び個人情報に関する説明を行いました。

特別養護老人ホーム翔朋園指定介護予防短期入所生活介護事業所

説明者職名

.....  
氏 名.....印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明及び個人情報に関する説明を受け同意し、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始のため入所契約を締結いたします。

利用者

住 所 .....

氏 名.....印

親族代表及び代理人（代筆者）

住 所 .....

氏 名.....印

続 柄.....

（代筆の場合の理由）

1. 書字が困難な為
2. 判断力の低下の為
3. その他（ ）

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族等への重要事項説明のために作成したものです。